

# 福利 高知

FUKURI KOCHI

Vol.143

令和8年7月24日発行

## ●contents

|                                        |    |
|----------------------------------------|----|
| 令和7年度 決算の概要(共済組合) .....                | 23 |
| 令和7年度 決算の概要(互助会) .....                 | 45 |
| 組合員番号に関する注意事項/被扶養者の資格確認を行います/ .....    | 67 |
| 傷病手当金について .....                        | 89 |
| 障害厚生年金について/ .....                      | 89 |
| 「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」を送付します .....    | 10 |
| よくあるQ&A(年金) .....                      | 11 |
| 柔道整復師の施術内容に関する照会にご協力ください/ .....        | 12 |
| こんなときは、申請により払い戻しを受けることができます！ .....     | 13 |
| 知っておきたい標準報酬制 .....                     | 14 |
| これから利用できる保健事業のご案内 .....                | 15 |
| 特定保健指導のご案内 .....                       | 16 |
| ライフプランセミナーのご案内/ .....                  | 17 |
| 特定健康診査の「受診券」を7月上旬に送付しました .....         | 18 |
| ベネフィット・ステーションのご案内/健康相談事業 .....         | 19 |
| 令和8年度教職員互助会の給付事業について/ .....            | 20 |
| ご請求はお済みですか？ .....                      | 21 |
| 高知県教職員互助会加入のご案内/ .....                 | 22 |
| 互助会の会員資格等の取り扱いについて .....               | 23 |
| 令和9年度に36歳になられる方へ/退職互助部の給付(令和8年度) ..... | 24 |
| 元気に働くための第1歩！熱中症予防、取り組んでいますか？ .....     | 25 |
| ペンリレー/ここにサブリを44 .....                  | 26 |
| 読者投稿作品・投稿募集案内 .....                    | 27 |
| 高知会館からのお知らせ .....                      | 28 |
| 各月の送金日・締切日/各係の主な事業と問い合わせ先 .....        | 28 |

## 「夏模様」(切り紙)

夏の風景とそれに関わる思い出を「切り紙」で表現しました。

(注) よく間違われますが「切り絵」ではありません。「切り紙」です。

編集発行/公立学校共済組合 高知支部・(一財)高知県教職員互助会・高知県教育委員会 教職員・福利課

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52 TEL.088-821-4755 <https://www.kouritu.or.jp/kochi/>

ご家庭のみなさんでご覧ください

<http://kokyogo.jp/>

公立学校共済高知支部

検索

(一財)高知県教職員互助会

検索



# 令和7年度 決算の概要

令和7年度公立学校共済組合高知支部の決算が、5月29日に開催された支部運営審議会において承認されました。以下、その概要をお知らせします。

## 組合員数・被扶養者数

令和7年度末の組合員数は9,131人で、前年度に比べて150人減少しました。

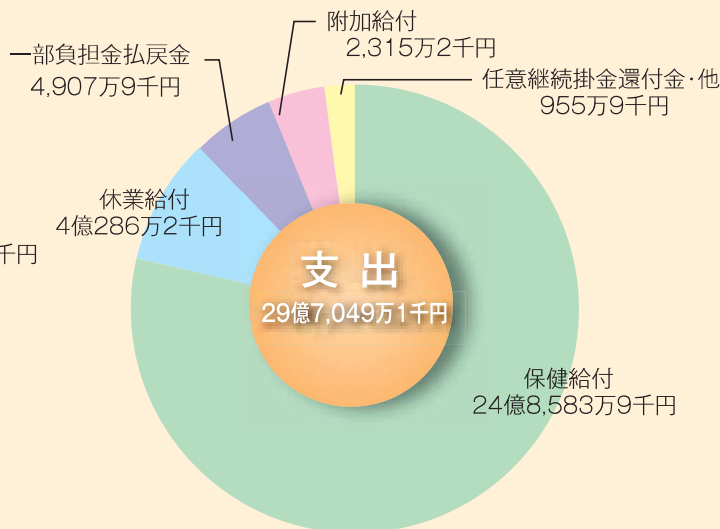
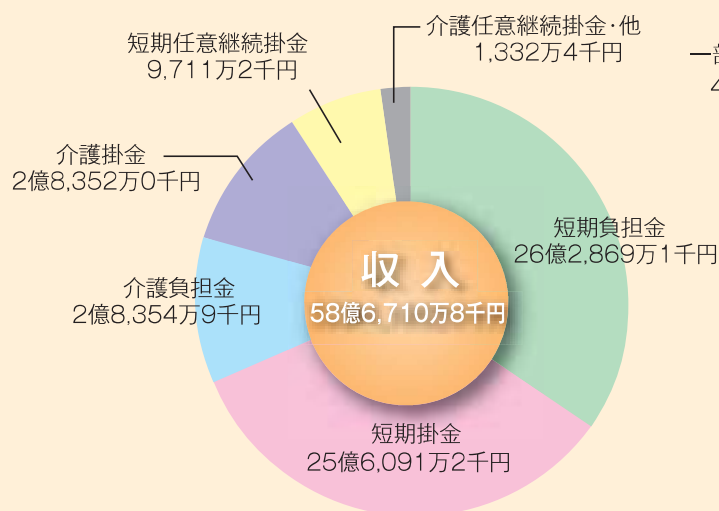
被扶養者数は5,421人で、前年度に比べて105人減少となりました。

| 区 分     | 組合員数(人) |       |       | 被扶養者数(人) |
|---------|---------|-------|-------|----------|
|         | 男       | 女     | 計     |          |
| 一般組合員   | 3,286   | 4,013 | 7,299 |          |
| 短期組合員   | 583     | 986   | 1,569 |          |
| 船員一般組合員 | 17      | 0     | 17    |          |
| 船員短期組合員 | 1       | 0     | 1     |          |
| 任意継続組合員 | 105     | 140   | 245   |          |
| 合 計     | 3,992   | 5,139 | 9,131 | 5,421    |

## 短期給付事業

組合員及び被扶養者の傷病・出産等に対する法定給付(医療費・出産費・休業給付など)と、共済組合が独自に行う附加給付等(一部負担金払戻金など)を行う事業です。

給付するための費用は、組合員の皆様からの掛金と、地方公共団体等からの負担金により賄われています。



(注)収支差額(約28億9,661万7千円)については、共済本部へ回送し、後期高齢者支援金などの拠出金に充当されます。

## 保健事業

組合員及び被扶養者の健康増進を図ることを目的に行っている事業です。

| 事業名        | 利用件数  | 金額(千円)  | 事業名                | 利用件数   | 金額(千円)  |
|------------|-------|---------|--------------------|--------|---------|
| 1日ドック      | 4,524 | 161,863 | ヘルスアップセミナー(健康管理講座) | 78     | 1,007   |
| 婦人健診       | 336   | 4,905   | ベネフィット・ステーション      | 8,956  | 9,813   |
| 被扶養配偶者婦人検診 | 62    | 736     | ライフプランセミナー         | 281    | 103     |
| 宿泊施設利用補助   | 532   | 1,330   | 災害見舞金              | 0      | 0       |
| 利用券補助      | 3,486 | 1,743   | 特定健診・特定保健指導諸費用     | —      | 22,483  |
| 芸術鑑賞       | 77    | 36      | 事務費                | —      | 1,539   |
| 保育等補助      | 148   | 1,628   |                    |        |         |
| 合 計        |       |         |                    | 18,480 | 207,186 |



## 公立学校共済組合高知支部

### 長期給付事業

組合員又は遺族の退職（老齢）、障害及び死亡に対する年金給付を行う事業で、組合員の皆様からの保険料（又は掛金）と、地方公共団体等からの負担金を財源としています。

給付事務は全て共済組合本部で行われ、支部においては保険料（又は掛金）、負担金の収納及び標準報酬の記録管理を行っています。収納額は本部へ送金し、年金の原資に充てられています。

| 経 理      | 内 容                      | 令和7年度の収納額           |
|----------|--------------------------|---------------------|
| 厚生年金保険経理 | 厚生年金に関する経理               | 組合員保険料 43億2,534万7千円 |
|          |                          | 負担金 69億3,989万5千円    |
|          |                          | その他 33万6千円          |
|          |                          | 総額 112億6,557万8千円    |
| 経過的長期経理  | 一元化前の旧職域部分の年金に関する経理      | 負担金 7,098万1千円       |
|          |                          | その他 1千円             |
|          |                          | 総額 7,098万2千円        |
| 退職等年金経理  | 一元化後に新たに創設された退職等年金に関する経理 | 掛金 3億5,461万4千円      |
|          |                          | 負担金 3億5,461万7千円     |
|          |                          | その他 2万3千円           |
|          |                          | 総額 7億925万4千円        |

### 貸付事業

組合員が住宅の取得や車の購入、結婚などのため、臨時に資金を必要とする場合に貸付けを行う事業です。

| 種 別         | 件 数 | 金額(千円)  |
|-------------|-----|---------|
| 一 般 貸 付     | 83  | 113,900 |
| 住 宅 災 害 貸 付 | 0   | 0       |
| 住 宅 貸 付     | 6   | 23,926  |
| 教 育 貸 付     | 16  | 29,900  |
| 災 害 貸 付     | 0   | 0       |
| 医 療 貸 付     | 1   | 1,200   |
| 結 婚 貸 付     | 4   | 5,500   |
| 葬 祭 貸 付     | 0   | 0       |
| 高 額 医 療 貸 付 | 0   | 0       |
| 出 産 貸 付     | 0   | 0       |
| 貸 付 金 総 額   | 110 | 174,426 |

### 宿泊事業

組合員とその家族の福利厚生のために設立された宿泊施設「高知会館」の経営実績です。

昨年度に引き続き、経常損益は黒字となりました。

|         |             |
|---------|-------------|
| 経 常 収 益 | 2億7,513万6千円 |
| 経 常 費 用 | 2億7,353万8千円 |
| 経 常 損 益 | 159万8千円     |

| 部 門 別 | 利用人員(人) |
|-------|---------|
| 宿 泊   | 8,263   |
| 会 議   | 45,665  |
| 宴 会   | 23,395  |
| レストラン | 17,630  |



# 令和7年度

# 決算の概要

令和7年度「互助会の決算」は、6月8日の理事会及び6月24日の評議員会で承認されましたので、その概要をお知らせします。

## 一般互助部

会員数及び収入、支出は、次のとおりです。

### 会 員 数

7,028人

|        |        |
|--------|--------|
| 事務局等   | 253人   |
| 県立大学   | 274人   |
| 高等学校等  | 2,221人 |
| 小・中学校等 | 3,994人 |
| 共済組合等  | 36人    |
| その他    | 250人   |

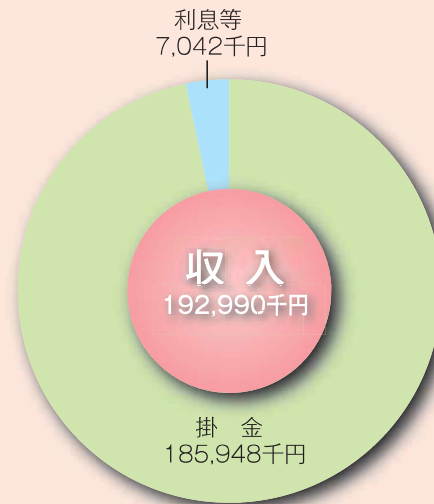
収 入 192,990,645円

支 出 187,677,213円

収 支 5,313,432円

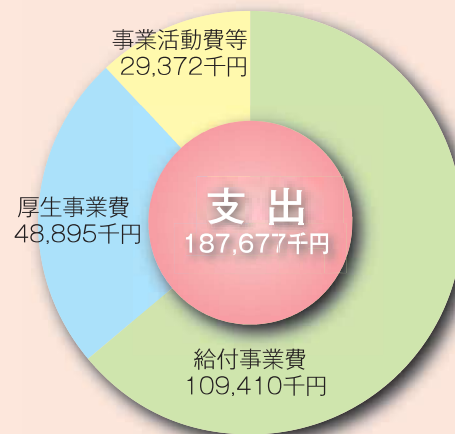
### 給付事業

|          |              |         |
|----------|--------------|---------|
| 医療費補助金   | 68,237,700円  | 32,219件 |
| 家族医療費補助金 | 13,008,500円  | 6,139件  |
| 出産祝金     | 5,020,000円   | 251件    |
| 災害見舞金    | 0円           | 0件      |
| 傷病見舞金    | 5,203,400円   | 205件    |
| 死亡弔慰金    | 5,330,000円   | 171件    |
| 結婚祝金     | 3,080,000円   | 154件    |
| 退職慰労金    | 5,250,000円   | 525件    |
| 入学祝金     | 2,040,000円   | 204件    |
| 銀婚祝金     | 2,240,000円   | 112件    |
| 小 計      | 109,409,600円 | 39,980件 |



### 厚生事業

|          |             |        |
|----------|-------------|--------|
| 人間ドック補助  | 39,761,020円 | 3,965人 |
| 海外派遣助成   | 50,000円     | 1人     |
| 広報誌等配付   | 1,028,511円  | —      |
| リフレッシュ助成 | 8,055,930円  | 305人   |
| 小 計      | 48,895,461円 | —      |



### 事業活動費等

29,372,152円



## 高知県教職員互助会

### 退職互助部

会員数及び収入、支出は、次のとおりです。

#### 会 員 数

14,159人

|            |        |
|------------|--------|
| 現職会員       | 4,056人 |
| 特別会員       | 7,053人 |
| 特別会員の届出配偶者 | 3,050人 |

#### 給付事業

|           |              |         |
|-----------|--------------|---------|
| 医療費補助金    | 98,772,825円  | 41,519件 |
| 配偶者医療費補助金 | 16,045,875円  | 5,488件  |
| 弔慰金       | 11,276,996円  | 198件    |
| 脱退一時金     | 162,780,440円 | 215件    |
| 単身者一時金    | 61,939,537円  | 134件    |
| 長寿祝金      | 18,420,000円  | 728件    |
| 小 計       | 369,235,673円 | 48,282件 |

#### 厚生事業

|            |             |      |
|------------|-------------|------|
| 入院見舞金      | 19,348,000円 | 526件 |
| 旅行補助       | 4,070,000円  | 407件 |
| 支部活動助成     | 15,839,514円 | —    |
| 指定宿泊施設利用補助 | 1,077,000円  | 718件 |
| 互助会館の運営事業  | 2,376,000円  | —    |
| 「友の便り」の発行  | 1,343,382円  | —    |
| 弔慰事業       | 2,230,000円  | 256件 |
| サークル活動支援事業 | 92,260円     | —    |
| 普及啓発事業     | 491,967円    | —    |
| 小 計        | 46,868,123円 | —    |

#### 事業活動費等

48,555,043円

### 法人会計

#### 管理費

3,654,471円

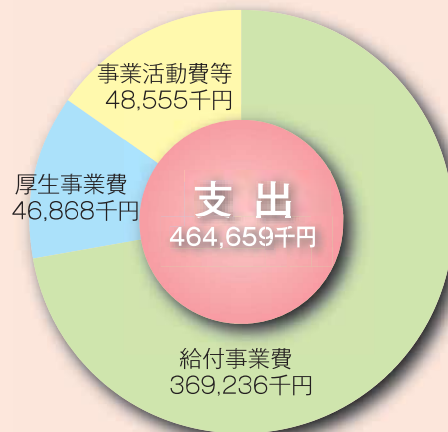
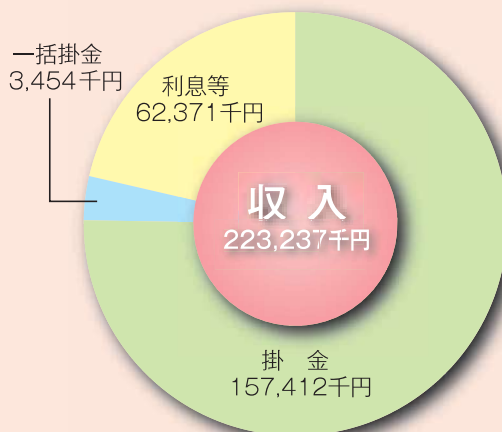
収 入 223,237,067円

支 出 464,658,839円

収 支 △241,421,772円

※ 収入のうち掛金は、現職会員が退職後に特別会員となって受ける給付の原資として積み立てていきます。支出には現職会員の掛金を充てずに特別会員が過去に積み立てた掛金を充てていくため、収支のマイナスが直に財源不足ということではありません。

なお、給付水準と給付のための準備金が適切に確保されるよう、定期的に外部の財源診断を受けています。



## 組合員番号に関する注意事項

- ◆ 共済組合に関する諸手続きの際は、6桁の組合員番号を記入することとなります。
- ◆ 職員番号が変更しても組合員番号は変更しませんので、職員番号と組合員番号が異なる場合があります。（例：臨時的任用職員から正規職員となった場合など）
- ◆ 共済組合に関する諸手続きの際に書き間違いがありますので、下記で確認して間違いのないよう記入してください。

### 《組合員番号の確認》

#### 【資格確認書をお持ちの方】

資格確認書の「番号」欄を確認

#### 【マイナ保険証をお持ちの方】

マイナポータルを確認（健康保険証→資格情報→番号）

#### 【資格情報のお知らせをお持ちの方】

資格情報のお知らせの「番号」欄を確認

## 被扶養者の資格確認を行います！

今年度も被扶養者の認定状況の確認（検認※）を実施します。

これは、被扶養者が認定の要件を備えているかについて確認をするためのものです。詳細につきましては各所属所を経由して対象者に提出書類などの通知を行います。

認定要件を備えていないに関わらず、取消しの申告が遅れると、被扶養者としての要件を欠く事由が発生した日まで遡って認定を取消し、この間に共済組合が医療機関に支払った医療費等の給付金返還が生じる可能性がありますのでご注意ください。

※「検認」は、地方公務員等共済組合法施行規程第97条第1項の規定に基づいて年1回実施することが定められており、認定後も被扶養者の要件を欠いていないか確認することとなります。

### 被扶養者の認定要件を欠くこととなる主な事例

- ① **就職（健康保険の適用あり）**した場合（収入が認定基準額未満でも取消となります。）
- ② **年額130万円以上**（60歳以上の者または障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者は**年額180万円以上**。19歳以上23歳未満の者（組合員の配偶者は除く）は**年額150万円以上**。）の収入を得ることとなった場合（年額は連続する12ヶ月間で判断します。）
- ③ アルバイト・パート等の収入（交通費・賞与等の手当を含む）が、**3ヶ月連続して月額108,334円以上（60歳以上の者または障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者は月額150,000円以上。19歳以上23歳未満の者（組合員の配偶者は除く）は月額125,000円以上。）**となった場合  
※当初から認定基準額を超えることが見込まれている場合は、その月の初日又は就職日から取消となります。
- ④ 不動産、営業、事業、農業収入等の収入を確定申告した際に**年額130万円以上**（60歳以上の者または障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者は**年額180万円以上**。19歳以上23歳未満の者（組合員の配偶者は除く）は**年額150万円以上**。）の収入となった場合。  
（不動産、営業、事業、農業等）収入－必要経費（※） $\geq$ 130万円（180万円、150万円）  
（※）必要経費は税法上のものと異なるため、次からご確認ください。  
公立学校共済組合高知支部HP ⇒ 福祉事務の手引 ⇒ 1 組合員資格
- ⑤ **日額3,612円以上**（60歳以上の者または障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者は**日額5,000円以上**。19歳以上23歳未満の者（組合員の配偶者は除く）は**日額4,167円以上**。）の**雇用保険の失業給付を受給し始めた**場合
- ⑥ 別居している被扶養者への送金額が不足していた場合  
※②及び③については、事業主が一時的な収入変動であると証明した場合（証明書等の提出が必要）、継続して認定できることがありますので、詳しくは、所属所へ送付する通知を確認してください。

# 傷病手当金について

## 「傷病手当金」とは？

組合員が公務によらない病気または負傷により療養のため労務不能となり、その結果、所得の喪失または減少があった場合に、これを補填し生活の安定を図り療養に専念していただくことで、組合員の早期の職場復帰を図るものです。

## 「いつから（支給開始日）、どのくらいの期間（支給期間）」支給されるの？

### 【支給開始日】

引き続き勤務に服することができなくなった日以後3日を経過し、報酬の全部または一部が支給されなくなり、傷病手当金給付日額が報酬日額を上回ったときから。

短期組合員（臨時的任用職員や会計年度任用職員等）も上記支給要件を満たしている場合は請求が可能です。

### 【支給期間】

1年6か月間支給されます。引き続き労務不能の場合は、「傷病手当金附加金」が6か月間支給されます。（退職後は附加金の支給はありません。）

同一の傷病について障害年金を受けることになった場合は、傷病手当金は年金額によって調整されます。

遡って年金が支給され、傷病手当金の支給期間と重複する期間がある場合は、すでに支給を受けた傷病手当金の一部を返還していただきます。

## トピックス

### ●組合員資格喪失後も受給できる場合があります！（1年以上の組合員期間がある方のみ）

#### ①在職中に傷病手当金の支給が開始された方

在職時と同一の傷病により引き続き労務不能の場合、1年6か月間の支給期間から支給済みの期間を除いた残期間が支給の対象期間となります。

#### ②在職中は傷病手当金日額＜報酬日額であったため、支給が開始しなかった方

在職時と同一の傷病により引き続き労務不能の場合、退職日の翌日から1年6か月間が支給の対象期間となります。

※上記②の方は退職日にご注意下さい。（以下の例の場合は傷病手当金の支給要件を満たしません！）

（例）3月29日～31日まで傷病により勤務に服することができず、31日に退職した場合

→3月31日時点は傷病により勤務できない状態の3日目であり3日経過した状態ではないため傷病手当金の支給要件を満たさない。

### ★お気をつけください★

### ●組合員資格喪失後に家族の被扶養者となることを希望する場合

組合員資格喪失後の給付は他の健康保険の被保険者になった場合は受けることができません。一方、被扶養者の場合は該当しないため、給付を継続することができます。

しかし、傷病手当金は被扶養者としての恒常的な所得に見なされる場合があるため、被扶養者でありながら傷病手当金を受給することが可能か、家族の加入する医療保険者に確認する必要があります。

# 障害厚生年金について

障害厚生年金は、組合員が病気やケガにより、日常生活に支障をきたすような障害状態になったときに支給される年金です。

なお、平成27年10月以降、障害厚生年金は在職中であっても支給されますが、経過的職域加算額<sup>(注)</sup>部分については、組合員である間は支給停止となります。

(注) 経過的職域加算額は、平成27年9月以前の組合員期間に初診日があるときに対象となります。

## 1 受給要件

次の要件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 厚生年金被保険者期間に初診日(※1)があること
- (2) 保険料の納付要件を満たしていること
- (3) 障害認定日(※2)または障害認定日後65歳に達する日の前日までの間に障害等級が1級から3級までの状態にあること

**【障害等級は身体障害者手帳等の等級とは異なります。】**

※1 「初診日」 ⇒ 傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日

※2 「障害認定日」⇒ 原則として初診日から起算して1年6ヵ月を経過した日

### ●特例症例

初診日から1年6ヵ月を経過する前に次の状態になったときは、それぞれ定められた日が障害認定日になります。

- ①喉頭を全摘出した ⇒ その日
- ②人口骨頭、人工関節を挿入、置換した ⇒ その日
- ③肢体を離断、切断した ⇒ その日
- ④脳血管障害による機能障害 ⇒ 初診日から6ヵ月を経過した日以後(固定と認められた場合)
- ⑤在宅酸素療法を受けている ⇒ 開始した日(常時使用の場合)
- ⑥人工弁、心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器(ICD)を装着した ⇒ その日
- ⑦心臓移植、人工心臓・補助人工心臓を装着した ⇒ その日
- ⑧CRT(心臓再同期医療機器)、CRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器)を装着した ⇒ その日
- ⑨胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管(ステントグラフトを含む)を挿入置換した ⇒ その日
- ⑩人工透析療法を受けている ⇒ 透析開始日から3ヵ月を経過した日
- ⑪人工肛門を造設、尿路変更術を受けた ⇒ その日から6ヵ月を経過した日
- ⑫新膀胱を造設した ⇒ その日
- ⑬遷延性植物状態である ⇒ 状態に至った日から3ヵ月を経過した日以後

### ◎事後重症制度

その傷病の障害認定日時点では障害等級1～3級に該当しなかったが、その後、症状が進行し、65歳に達する日の前日までに障害等級1～3級に該当する障害状態と認定されたときは、その時点から障害厚生年金を請求できます。

## 2 請求手続きの流れ

まずは障害程度の認定を受ける必要がありますので、ご自身で気にかかる傷病等がある場合は、初診日と傷病名等をご確認のうえ、公立学校共済組合高知支部共済班（電話：088-821-4813）へご連絡ください。

障害厚生年金の請求の対象となる方は、厚生年金被保険者期間に初診日がある方です。

障害厚生年金の請求にあたっては、必ず初診日の確認が必要となります。



## 「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」を送付します

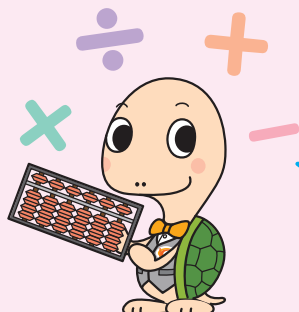
被用者年金制度の一元化（平成27年10月1日施行）に伴い、制度改正前の共済年金における3階部分（職域部分）は廃止され、新たに「年金払い退職給付（正式名称：退職等年金給付）」が創設されました。

年金払い退職給付は、原則65歳の請求時に給付算定基礎額（注）を基に決定されます。

この給付算定基礎額に関する情報をお知らせするため、送付対象者となる方に「**年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書**」をご自宅へ圧着ハガキで送付します。

（注）毎月の標準報酬月額および標準期末手当等の額に付与率を乗じた額（付与額）を利息とともに積み立てた額

- 送付対象者：組合員（今年度採用の方および短期組合員を除きます。）
- 送付時期：毎年7月下旬
- お知らせする内容と通知書見本：直近1年間の給付算定基礎額残高等の情報



ご自身で年金額の試算ができます。  
通知書に掲載されている『受給権発生（65歳）時点の年金額』の項目をご覧ください。

料金後納郵便

101-0062  
東京都千代田区  
神田駿河台2-9-5

公立 太郎 様

2506301 221121 00000001# 00000001  
00001/00001 000000001 0000010000

大切なお知らせ

年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書

問い合わせ先 【令和7年度末残高】

公立学校共済組合

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5  
https://www.kouin.or.jp/  
電話 03-5259-1122  
受付時間 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）  
午前9時から午後5時30分まで

※取組の方がお住まいでない場合には、開封せずに、「郵配」「郵便した」等をご記入の上、そのままポストに投函してください。

※開封後、ゆっくりとはがして、ご覧ください。

受給権発生（65歳）時点の年金額

退職年金は、1年以上引き続き勤続期間（平成27年10月1日をまたいで引き続く勤続期間も対象となります。）を有する方が、退職した後65歳に達したとき、または65歳に達した日以後に退職したときに、半分の有期退職年金、半分の終身退職年金として支給されます。

なお、有期退職年金は20年（10年）での受給または一時金として受給することができます。

1 有期退職年金の額（年額）

(1) 20年または10年で受給する場合  
給付算定基礎額残高（※1）× 1/2（※1）× 有期年金現価率（※2）

(2) 一時金で受給する場合  
給付算定基礎額残高（※1）× 1/2（※1）

2 終身退職年金の額（年額）

給付算定基礎額残高（※1）× 1/2（※1）× 終身年金現価率（※3）

※1 勤続期間が10年未満の場合は1/4になります。

※2 有期年金現価率は、支給月数に応じて定められます（※4）。  
＜参考＞ 受給権発生（65歳）時点の有期年金現価率  
・20年で受給する場合…  
・10年で受給する場合…

※3 終身年金現価率は、年齢に応じて定められます（※4）。  
＜参考＞ 65歳時点での終身年金現価率…  
（60歳… 70歳…）

（注）※2及び※3の現価率は、令和7年10月～令和8年9月の率であり、毎年10月に改定されます。

年金額の算出に用いる現価率は毎年10月に見直されるため、将来における年金見込額を算出することができます。

※4 詳細は当共済組合ホームページ「年金払い退職給付のしくみ」をご覧ください。

【年金についてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813

# よくあるQ&A（年金）

## Q 年金が支給停止されるのはどのようなときですか？

**A** 老齢厚生年金（退職共済年金）を受給している方が、以下の（１）～（３）のいずれかに該当し、年金（月額）と総報酬月額相当額の合計が停止基準額（６５万円）を超える場合、年金の一部または全額が支給停止されることがあります。

また、公務員共済組合の一般組合員である間は、経過的職域加算額、退職等年金給付（年金払い退職給付）については**全額停止**となります。

※ **停止となった金額が後で支給されることはありません。**

※ 被用者年金制度に加入していない場合は、年金の支給停止はありません。  
（加入しているか否かについては、ご自身で就職先にご確認ください。）

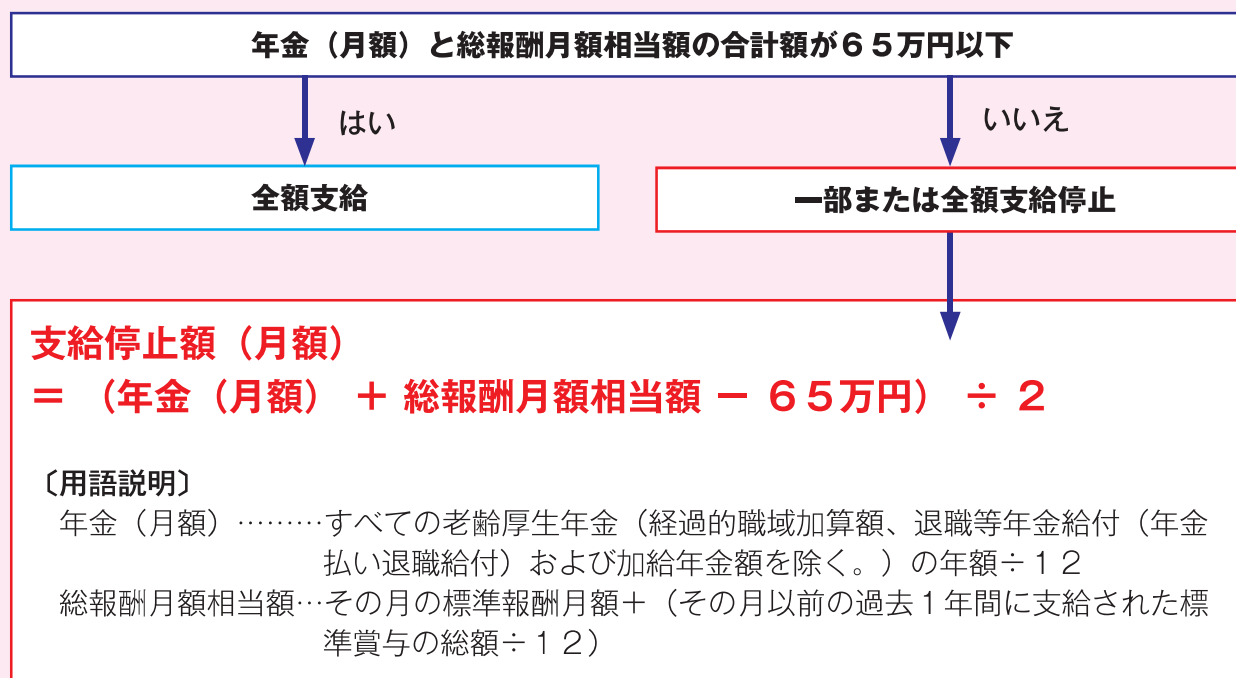
（１）民間会社や私立学校等に勤務して厚生年金保険に加入したとき

（２）国会議員・地方議会議員になったとき

（３）常勤の公務員など一般組合員として再就職したとき

## Q 支給停止額（月額）の計算方法は？

**A** 年金（月額）と総報酬月額相当額の合計額が６５万円を超えた場合に、次の図の計算のとおり年金額が停止されます。



※ 老齢厚生年金が全額支給停止となる場合、加給年金額も全額支給停止されます。

※ 経過的職域加算額、退職等年金給付（年金払い退職給付）は、公務員共済組合の一般組合員である間は **全額停止** となります。

